

# 重要事項説明書

(施設介護サービス利用契約書)

(2024年8月1日現在)

施設サービス提供にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	医療法人 真誠会
法人所在地	鳥取県米子市河崎580番地
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 前田 浩寿
電話番号	(0859) 24-5666

## 2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 弓浜ゆうとぴあ
施設の所在地	鳥取県米子市大崎1511番地1
管理者名	齋藤 憲輝
電話番号	(0859) 48-2334
ファクシミリ番号	(0859) 48-2277

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	鳥取県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
通所リハビリテーション	平成12年4月1日	鳥取県第3150280265号	60人
居宅 短期入所療養介護	平成12年4月1日	鳥取県第3150280265号	10人

## 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人真誠会が開設する介護老人保健施設弓浜ゆうとぴあ（以下「施設」といいます）が行う介護保険施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。
施設運営の方針	1 施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話をを行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指します。

	<p>2 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。</p> <p>3 ご利用者又は他のご利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。</p> <p>4 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>
--	---

## 5 施設の概要

### (1) 敷地及び建物

敷地	8 5 8 7 . 7 1 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)
	延べ床面積	2 9 2 7 . 3 9 m <sup>2</sup>
	利用定員	7 0 名(短期入所療養介護を含む)

### (2) 療養室

療養室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	10 室	14.25 m <sup>2</sup>	14.4 m <sup>2</sup>
2人部屋	6 室	21.53 m <sup>2</sup>	10.8 m <sup>2</sup>
4人部屋	12 室	42 m <sup>2</sup>	10.5 m <sup>2</sup>

(注) 指定基準は、療養室1人あたり 8 m<sup>2</sup>

### (3) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1 室	254.3 m <sup>2</sup>	3.63 m <sup>2</sup>
機能訓練室	1 室	74.92 m <sup>2</sup>	1.07 m <sup>2</sup>
一般浴室	1 室	62.47 m <sup>2</sup>	
機械浴室	特殊浴槽	1 台	
診察室	1 室		
デイルーム	1 箇所		
談話室 サービスステーション 調理室 洗濯室・汚物処理室			

(注) 食堂の指定基準は、1人あたり 2 m<sup>2</sup>  
機能訓練室 // 1 m<sup>2</sup>

## 6 職員体制(主たる職員)

職員の職種	員数	事業者の指定基準	職務内容等
管理者	1	1	施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、職員に必要な指揮命令を行います。
医師	1	1	ご利用者に対して介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行います。
薬剤師	1	—	ご利用者の心身の状況・病状を考慮し、調剤等の薬剤業務を行います。
看護職員	7	24	ご利用者の看護業務を行います。
介護職員	17		ご利用者の介護業務を行います。
支援相談員	1	1	ご利用者やそのご家族からの相談へ対応、レクリエーションなどの計画指導を行います。
理学療法士または作業療法士	1	1	日常生活を営むのに必要な機能の改善、その減退を防止するための訓練を行います。
管理栄養士	1	1	食事の献立作業、栄養計算、ご利用者に対する栄養指導等を行います。
介護支援専門員	1	1	施設サービス計画の作成に関する業務を担当します。

## 7 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休日
管理者	勤務時間帯 (9:00~18:00)	原則として 4週8休
医師	勤務時間帯 (9:00~18:00)	
薬剤師	勤務時間帯 (9:00~18:00)	
看護職員	早番 (8:00~17:00) 日勤 (9:00~18:00) 遅番 (10:00~19:00) 夜勤 (16:30~9:30)	
介護職員	早番 (8:00~17:00) 日勤 (9:00~18:00) 遅番 (10:00~19:00) 夜勤 (16:30~9:30)	
支援相談員	勤務時間帯 (9:00~18:00)	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	勤務時間帯 (9:00~18:00)	
管理栄養士	勤務時間帯 (9:00~18:00)	
介護支援専門員	勤務時間帯 (9:00~18:00)	

## 8 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事 の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況、病状及び嗜好に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 7 : 45 ~ 昼食 12 : 00 ~ 夕食 17 : 30 ~
口腔ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の状況に応じて毎日適切な口腔ケアを行います。</li> </ul>
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床 着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・シーツ交換は、週1回行います。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行います。</li> </ul>
診 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常にご利用者の病状や心身の状態の把握に努め、診療に当たっては的確な診断を基に必要な処置等を行います。施設での適切な医療が困難な場合には協力医療機関等に入院のための措置を講じたり、通院・往診による他の医師の対診を求める等の適切な措置を講じます。</li> </ul>
相談及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者やそのご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。</li> </ul>
レクリエー ション・ 行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション・行事を企画します。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のご家族との連携を図るためにご利用者とその家族との家族会を開きます。</li> </ul>

(2) 主な介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・毎月1回（第一月曜日）理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	・ご利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、3日前までにお申し込み下さい。 (申込先：支援相談員)

(3) 利用料

介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。

(例えば、自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は1割の場合の概ね3倍の金額になります。)

・介護保険部分

介護保健施設サービス費

多床室【基本型】 (日額) (円)

介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用自己負担額 (1割)	793	843	908	961	1,012

多床室【在宅強化型】 (日額) (円)

介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用自己負担額 (1割)	871	947	1,014	1,072	1,125

従来型個室【基本型】 (日額) (円)

介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用自己負担額 (1割)	717	763	828	883	932

従来型個室【在宅強化型】 (日額) (円)

介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
サービス利用自己負担額 (1割)	788	863	928	985	1,040

加算項目	自己負担額	内 容
	1 割	
身体拘束廃止 未実施減算	10%/日	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、減算します。
安全管理体制 未実施減算	5 円/日	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に算定する。
高齢者虐待防止措 置未実施減算	所定単位数× 1/100	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算する。
業務継続計画未策 定減算	所定単位数× 3/100	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算する。
夜勤職員配置 加算	24 円/日	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準をみたすものとして鳥取県知事に届け出た場合に算定します。
短期集中 リハビリテーション実施加 算（Ⅰ）	258 円/日	入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に算定します。
短期集中 リハビリテーション実施加 算（Ⅱ）	200 円/日	入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定します。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加 算（Ⅰ）	240 円/日	認知症の方に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なりハビリテーションを個別に行った場合に算定します。（週に3日限度）
認知症短期集中 リハビリテーション実施加 算（Ⅱ）	120 円/日	認知症の方に対して医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なりハビリテーションを個別に行った場合に算定します。（週に3日限度）
若年性認知症入所 者受入加算	120 円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして鳥取県知事に届け出た場合に、若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、施設系サービスにおいて、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合に所定単位数を算定する。
在宅サービスを利用したときの費用	800 円/日	退所が見込まれるご利用者を居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定します。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定しません。
外泊時加算	362 円/日	ご利用者に対して外泊を認めた場合に1月に6日を

		限度として所定単位数に代えて、算定します。ただし、外泊の初日および最終日は算定しません。
ターミナル ケア加算		厚生労働大臣が定める基準に適合するご利用者については、以下の単位を算定しますが、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。 ただし、当加算は死亡月にまとめて算定することから、当施設に入所されていない月についても自己負担が発生する場合がありますのでご了承下さい。
	72 円/日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	160 円/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	910 円/日	死亡日の前日及び前々日
	1,900 円/日	死亡日
在宅復帰・在宅療 養支援機能 加算（Ⅰ）	51 円/日	介護老人保健施設サービス費（ⅰ）、（ⅲ）について別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合は 1 日につき算定します。
在宅復帰・在宅療 養支援機能 加算（Ⅱ）	51 円/日	介護老人保健施設サービス費（ⅱ）、（Ⅳ）について別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合は 1 日につき算定します。
初期加算（Ⅰ）	60 円/日	急性期医療を狙う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者について、入所した日から起算して 30 日以内の期間について算定する。
初期加算（Ⅱ）	30 円/日	入所日から 30 日に限り算定します。
退所時栄養情報 連携加算	70 円/月	特別食を必要とするご利用者又は低栄養状態にあると医師が判断したご利用者が、介護老人保健施設から退所する際に、その居宅に退所する場合はご利用者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保健施設に入院又は入所する場合は医療機関に対して、ご利用者の同意を得て、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供して場合に算定する。 (1 月に 1 回を限度)

再入所時栄養 連携加算	200 円/回	介護老人保健施設に入所しているご利用者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、退院した後に再度介護老人保健施設に入所する際、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする者であり、介護老人保健施設の管理栄養士が病院又は診療所の管理栄養士と連携しご利用者に関する栄養ケア計画を策定したときに、ご利用者 1 人につき 1 回を限度として算定します。
入所前後訪問指導 加算（Ⅰ）	450 円/日	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定します。
入所前後訪問指導 加算（Ⅱ）	480 円/日	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定します。
試行的退所時指導 加算	400 円/回	退所が見込まれる入所期間が 1 月を超えるご利用者をその居宅において試行的に退所させる場合において、ご利用者及びご家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から 3 月の間に限り、入所者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として算定します。
退所時情報提供 加算（Ⅰ）	500 円/回	ご利用者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、ご利用者の退所後の主治の医師に対して、ご利用者の同意を得て、診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、ご利用者の紹介を行った場合に算定する。 ご利用者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様に算定する。 (1 人につき 1 回限り)
退所時情報提供 加算（Ⅱ）	250 円/回	ご利用者が退所し、医療機関に入院する場合において、医療機関に対して、ご利用者の同意を得て、ご利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、ご利用者の紹介を行った場合に算定する。 (1 人につき 1 回限り)
入退所前連携 加算（Ⅰ）	600 円/回	入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、ご利用者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、ご利用者の同意を得て、退所後の居宅介護サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めた場合に算定します。 入所期間が 1 ヶ月を超えるご利用者が、退所後に居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合に、退所に先立って、ご利用者が利用を希望される



		指定居宅介護支援事業者にご利用者の同意を得て、ご利用者の診療状況を示す文書を添えて、居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に算定します。
入退所前連携 加算（Ⅱ）	400 円/回	入所期間が1ヶ月を超えるご利用者が、退所後に居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合には、退所に先立って、ご利用者が利用を希望される指定居宅介護支援事業者にご利用者の同意を得て、ご利用者の診療状況を示す文書を添えて、居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に算定します。
訪問看護 指示加算	300 円/回	ご利用者の退所時に、介護老人保健施設の医師が診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービスの利用が必要であると認め、ご利用者の選定する指定訪問看護ステーション指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、ご利用者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に算定します。
協力医療機関連携 加算（Ⅰ）	50 円/月	協力医療機関（介護保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項第1号から第3号までに規定する要件を満たしている場合）との間で、ご利用者の同意を得て、ご利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に算定する。
協力医療機関連携 加算（Ⅱ）	5 円/月	上記の医療機関以外の場合算定する。
栄養マネジメント 強化加算	11 円/日	ご利用者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。
経口移行加算	28 円/日	経管により食事を摂取しているご利用者について、経口による食事の摂取を進めるために、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に算定します。

経口維持加算 (Ⅰ)	400 円/月	経口により食事を摂取する利用者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、利用者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、利用者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき算定する。
経口維持加算 (Ⅱ)	100 円/月	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、利用者の経口による継続的な食事の摂取の支援をするための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき算定する。
口腔衛生管理 加算(Ⅰ)	90 円/月	歯科衛生士が、ご利用者に対して口腔ケアを月2回以上行い、口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行う場合に、1月につき算定する。
口腔衛生管理 加算(Ⅱ)	110 円/月	(Ⅰ)に加えて、厚生労働省に情報を提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用した場合に算定する。
療養食加算	6 円/回	厚生労働大臣が定める療養食において、医師の指示に基づき療養食を提供したときは、1日に3回を限度として算定します。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算 (Ⅰ)イ	140 円/回	入所後1月以内に、状況に応じてご利用者の処方の内容を変更する可能性があることについてご利用者の主治医に説明し、主治医が合意し、変更がある場合は退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を記録している場合に算定します。(入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合)
かかりつけ医連携 薬剤調整加算 (Ⅰ)ロ	70 円/回	入所後1月以内に、状況に応じてご利用者の処方の内容を変更する可能性があることについてご利用者の主治医に説明し、主治医が合意し、変更がある場合は退所時又は退所後1月以内に主治医に情報提供を行い、その内容を記録している場合に算定します。(施設において薬剤を評価・調整した場合)

かかりつけ医連携 薬剤調整加算 (Ⅱ)	240 円/回	(Ⅰ) を算定し、服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、処方によって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算 (Ⅲ)	100 円/回	(Ⅱ) を算定し、ご利用者に 6 種類以上の内服薬が処方されており、介護老人保健施設の医師と主治医が共同し総合的に評価及び調整し、介護老人保健施設の医師が入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ 1 種類以上減少している場合に算定します。
緊急時施設療養費	518 円/日	ご利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定します。 (1 回に連続する 3 日を限度)
特定治療	医科点数表により個別に算定	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額に準じます。
所定疾患施設療養費 (Ⅰ)	239 円/日	厚生労働大臣が定めるご利用者に対し、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しているときに算定する。 (1 回に連続する 7 日を限度)
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	480 円/日	厚生労働大臣が定めるご利用者に対し、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しているときに算定する。(協力医療機関等と連携して行った検査等を含む) (1 回に連続する 10 日を限度)
認知症専門 ケア加算		専門的な認知症ケアを普及する観点から、介護保険施設において、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了したものが介護サービスを提供することについて評価を行う場合、所定単位数を算定します。
	3 円/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)
	4 円/日	認知症専門ケア加算(Ⅱ)
認知症チームケア 推進加算 (Ⅰ)	150 円/月	厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を 1 名以上配置し、評価を計画的に行い評価に基づく値を測定し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に算定する。

認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）	120 円/月	厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合に算定する。
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	200 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断したご利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合に算定する。
リハビリテーション マネジメント 計画書情報 加算（Ⅰ）	53 円/月	ご利用者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。
リハビリテーション マネジメント 計画書情報 加算（Ⅱ）	33 円/月	ご利用者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定する。
褥瘡マネジメント 加算（Ⅰ）	3 円/月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している。医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、評価に基づき褥瘡ケア計画を見直している場合に算定します。
褥瘡マネジメント 加算（Ⅱ）	13 円/月	（Ⅰ）の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者について、褥瘡発生のない場合に算定します。
褥瘡マネジメント 加算（Ⅲ）	10 円/月	継続的にご利用者ごとの褥瘡管理をした場合は3月に1回を限度として算定します。

排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 円/月	排せつに介護を要するご利用者であって、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用している。医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、ご利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援計画に基づく支援を継続して実施し、評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直している場合は算定します。
排せつ支援加算 (Ⅱ)	15 円/月	(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定します。
排せつ支援加算 (Ⅲ)	20 円/月	(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定します。
排せつ支援加算 (Ⅳ)	100 円/月	排せつに介護を要するご利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、ご利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき算定します。
自立支援促進 加算	300 円/月	継続的にご利用者ごとの自立支援を行った場合は算定します。
科学的介護推進体 制加算 (Ⅰ)	40 円/月	ご利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合は算定します。
科学的介護推進体 制加算 (Ⅱ)	60 円/月	(Ⅰ)に加えて、ご利用者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出している場合は算定します。

安全対策体制加算	20 円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に 1 回に限り算定する。
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 円/月	感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している場合に算定する。
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5 円/月	感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している場合に算定する。
新興感染症等施設療養費	240 円/日	ご利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染症に感染したご利用者に対し、適切な感染対応を行った場合、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定する。
生産性向上推進体制加算 (I)	100 円/月	介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善の取り組みによる成果が確認され継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。
生産性向上推進体制加算 (II)	10 円/月	介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。
サービス提供体制強化加算		厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして鳥取県知事に届け出た介護老人保健施設がご利用者に対し介護老人保健施設サービスを行った場合に算定します。
	22 円/日	サービス提供体制強化加算 (I) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、または勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35%以上の場合に算定する。

	18 円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に算定する。
	6 円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上、又は看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上、または直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上の場合に算定する。
介護職員処遇改善加算		厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設がご利用者に対し介護老人保健施設サービスを行った場合に算定します。
	単位数× 75/1,000	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
	単位数× 71/1,000	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
	単位数× 54/1,000	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)
	単位数× 44/1,000	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

<介護保険外部分>

区 分	利 用 料
食費	①・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者等 300円/日
	②世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 *預貯金が650万円以下(夫婦で1,650万円以下)の方 390円/日
	③(1)世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 *預貯金が550万円以下(夫婦で1,550万円以下)の方 650円/日
	③(2)世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 *預貯金が500万円以下(夫婦で1,500万円以下)の方 1,360円/日
	④上記①~③(2)以外の人 1,700円/日

<p>多床室 居住費</p>	<p>①・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者等 0円/日</p> <p>②世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 430円/日 *預貯金が650万円以下(夫婦で1,650万円以下)の方</p> <p>③(1)世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 430円/日 *預貯金が550万円以下(夫婦で1,550万円以下)の方</p> <p>③(2)世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 430円/日 *預貯金が500万円以下(夫婦で1,500万円以下)の方</p> <p>④上記①～③以外の人 437円/日</p>
<p>従来型個室 居住費</p>	<p>①・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者等 550円/日</p> <p>②世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 550円/日 *預貯金が650万円以下(夫婦で1,650万円以下)の方</p> <p>③(1)世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 1,370円/日 *預貯金が550万円以下(夫婦で1,550万円以下)の方</p> <p>(2)世帯全員が住民税非課税の方で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 1,370円/日 *預貯金が500万円以下(夫婦で1,500万円以下)の方</p> <p>④上記①～③以外の人 1,728円/日 (※このほか、特別な室料がかかります)</p>
<p>特別な室料 (税別)</p>	<p>・個室(一人部屋) 1,000円/日 ・二人部屋 500円/日</p>
<p>特別な食事 (税別)</p>	<p>・その他、要した費用の実費額</p>
<p>日常生活品費</p>	<p>教養娯楽費等 日額 250円</p>
<p>理美容料金</p>	<p>・カット 2,000円 ・バリカンまたは顔そり 1,000円</p>
<p>電気代 (税別)</p>	<p>テレビ、ラジオカセット、アンカ、電気毛布等を持ち込まれた方につきましては、実費にて負担していただく形となります。 ※1品目1日あたり 20円</p>



私物洗濯	ご家庭の都合により洗濯が出来ない場合、業者に依頼する事もできます。《月額3,500円(税別)》またクリーニング店等に依頼する場合にはそれに掛かる費用の実費負担となります。
文書料 (税別)	死亡診断書・健康診断書・その他証明書(各2,000円)
死亡時に要する 費用(税別)	死後の処置、援助費用及び材料費等(エンゼルケア) 5,000円
	ねまき代(1式) 3,334円
行事・クラブ 活動費	行事、クラブ活動費は参加状況に応じ、そこに掛かる材料費を実費にて負担していただく形となります。
日常生活品の購 入代行サービス	購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

※ その他、健康管理費(インフルエンザ接種代)等、ご利用者の方の希望に応じて実費をご負担いただくことがあります。

・該当の入所者の方だけの為に使用する特別な医療用具、薬品等は説明の上、施設で購入し、同意を得て費用を徴収する場合があります。

上記以外に掛かる費用についても説明の上、同意を得て徴収する場合があります。

※ 居住費について

外泊期間中において居室が確保されている場合は引き続き居住費を頂きます。

※ 医療について

施設の医師で対応できる医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない処置や手術、病状の著しい変化に対する医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

◎基本的な利用料金の計算方法

1日の利用料金＝介護保健施設サービス費＋食費・居住費＋その他(※)

※は日常生活品費や特別な室料、理美容料金、電気代など

・利用者の概ね1ヶ月分の利用料金

多床室【基本型】

<1割の場合>

(円)

介護度	サービス利用料	食費	居住費	日常生活品費	月額(30日)
要介護度1	793/日	1,700/日	437/日	250/日	95,400
要介護度2	843/日				96,900
要介護度3	908/日				98,850
要介護度4	961/日				100,440
要介護度5	1,012/日				101,970

多床室【在宅強化型】

<1割の場合>

(円)

介護度	サービス利用料	食費	居住費	日常生活品費	月額(30日)
要介護度1	871/日	1,700/日	437/日	250/日	97,740
要介護度2	947/日				100,020
要介護度3	1,014/日				102,030
要介護度4	1,072/日				103,770
要介護度5	1,125/日				105,360

従来型個室【基本型】

<1割の場合>

(円)

介護度	サービス利用料	食費	居住費	日常生活品費	月額(30日)
要介護度1	717/日	1,700/日	1,728/日	250/日	131,850
要介護度2	763/日				133,230
要介護度3	828/日				135,180
要介護度4	883/日				136,830
要介護度5	932/日				138,300

従来型個室【在宅強化型】

<1割の場合>

(円)

介護度	サービス利用料	食費	居住費	日常生活品費	月額(30日)
要介護度1	788/日	1,700/日	1,728/日	250/日	133,980
要介護度2	863/日				136,230
要介護度3	928/日				138,180
要介護度4	985/日				139,890
要介護度5	1,040/日				141,540

※上記以外に各種加算項目等の費用がかかる場合があります

※個室・2人部屋をご利用の方につきましては別に室料をご負担頂きます

※所得に応じて食費、居住費の自己負担額の軽減制度が適用されます

## 9 利用料のお支払い方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いいたします。

(1) ) 当施設の提携金融機関より自動口座引落としによるお支払い。

【提携金融機関】 < ( ) は手数料 (税別) >

山陰合同銀行 (50 円)、鳥取銀行 (50 円)、ゆうちょ銀行 (10 円)、  
米子信用金庫 (50 円)、鳥取西部農業協同組合 (20 円)、  
島根銀行 (50 円)

(2) 当施設指定口座へお振込みによるお支払い。

【指定口座番号】

山陰合同銀行 米子西支店 普通口座 2 6 3 1 8 4 2  
医療法人 真誠会 老人保健施設 弓浜ゆうとぴあ  
理事長 前田 浩寿

(3) 施設窓口での現金によるお支払い。

月曜日～土曜日の午前 9 : 00～午後 6 : 00 までの間

## 10 事故発生時の対応及び賠償責任

事業者は、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって万が一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意、過失がない場合にはこの限りではありません。

また、ご利用者の故意または重過失により、事業者の施設または備品の利用につき、通常の保守管理の限度を超える修理等が必要となった場合には、その費用はご利用者に負担していただきます。

## 11 サービス利用における禁止行為について

### 1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例：■コップを投げつける	■叩かれる	■唾をはく
■蹴られる	■手を引っかく、つねる	■服を引きちぎられる
■手を払いのけられる	■首を絞める	

### 2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

<p>例：■大声を発する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■サービスの状況を覗き見する</li> <li>■怒鳴る</li> <li>■気に入った職員以外に批判的な言動をする</li> <li>■威圧的な態度で文句を言い続ける</li> <li>■刃物をちらつかせる</li> <li>■「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する</li> <li>■利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする</li> <li>■訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」と謝罪を要求する</li> <li>■「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う</li> <li>■利用料金の数ヶ月滞納</li> <li>■特定の職員にいやがらせをする。</li> </ul>
---	---

### 3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

<p>例：■必要もなく手や腕を触る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■抱きしめる</li> <li>■女性のヌード写真を見せる</li> <li>■入浴介助中、あからさまに性的な話しをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卑猥な言動を繰り返す</li> <li>■サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる</li> <li>■サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。</li> </ul>
---	--

## 12 苦情等申立先

施設ご利用 相談室	窓口担当者 ご利用時間 連絡先	支援相談員 月～土 午前9時～午後5時 電話 (0859) 48-2334 ご意見箱 (玄関ホールに設置)
米子市長寿社会課	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話 (0859) 23-5156
	場所	米子市加茂町1丁目1 米子市役所福祉保健部
境港市長寿社会課	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話 (0859) 47-1038
	場所	境港市上道町3000番地
鳥取県国民健康保険団体連 合会介護サービス苦情処理 委員会 介護サービス担当	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話 (0857) 20-2100
	場所	鳥取市立川町6丁目176
<p>事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告します。</p>		

### 13 協力医療機関

医療機関の名称	鳥取県済生会境港総合病院
所在地	鳥取県境港市米川町44番地
電話番号	(0859) 42-3161
診療科	内科・外科・整形外科・放射線科
入院設備	ベッド204床
救急指定の有無	有
契約の概要	ご利用者に病状の急変があった場合、当院はこれに応じ適切な措置及び入院の受け入れを行う。

### 14 協力歯科医療機関

名称	医療法人社団新納歯科大崎医院
所在地	米子市大崎1715
電話番号	(0859) 25-0771

### 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」に基づき対応します。			
近隣との協力関係	崎津自治会（崎津消防団）と、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	非難階段	2個所	屋内消火栓	なし
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	42個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	防災性能のあるカーテン、防災性能のある布団等を使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：令和2年5月7日 防火管理者：中西 隆志			

## 16 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（9時～21時）を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
療養室・設備・器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。原則として飲酒はできません。
迷惑行為等	暴力・騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の療養室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	当施設では行ないません。 盗難・紛失があった場合、当施設での責任は負いかねますのでご了承ください。
現金等の管理	当施設では行ないません。 現金・貴重品等は持ち込まないようお願いいたします。 万が一、現金・貴重品等を持ち込まれ、盗難・紛失等があった場合、当施設での責任は負いかねますのでご了承ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。

17 緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
昼間の連絡先	(自宅・職場)
夜間の連絡先	(自宅・職場)

氏名	
住所	
電話番号	
昼間の連絡先	(自宅・職場)
夜間の連絡先	(自宅・職場)

氏名	
住所	
電話番号	
昼間の連絡先	(自宅・職場)
夜間の連絡先	(自宅・職場)

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名  
上記重要の事項の説明を受けたことを確認します。

氏名 ) から

年 月 日

利 用 者

〒

住 所

---

氏 名

印

---

(署名代理人)

〒

住 所

---

氏 名

印

---

利用者との続柄

---

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

署名を代行した理由

---

身元引受人

〒

住 所

---

氏 名

印

---

利用者との続柄

---



当施設・事業所をご利用の皆様方へ

### 個人情報の取り扱いについて

平成 17 年 4 月から施行された「個人情報保護法」に従い、当施設・事業所では個人情報の取り扱いに規定を制定し、また監査体制を強化しております。また、外部委託機関との間におきましても個人情報保護を契約条項で規定しております。

つきましては医療・介護サービスを安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省発行）に従い、当施設・事業所のご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了承下さいますようお願い致します。

(個々の利用者への医療・介護サービス提供に必要な利用を目的とするもの)

#### 医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用

- おひとりおひとりの患者様、ご利用者の方への医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。…医療・介護サービスの提供のために処方箋や指示書・伝票または検体などは個人情報が記載されますが、その取り扱いや破棄に関しては規定を作成した上で、十分に留意いたします。
- 医療・介護保険事務や病棟管理・会計・経理・医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- 医療・介護・福祉・保健分野で真誠会グループ内でのサービスを円滑にご利用いただけますよう、各施設間で情報を共有いたします。

#### 他の事業者や本人以外への情報提供

- 治療やお世話を行う上で他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との円滑な連携のために当該患者様・ご利用者様の情報を交換致します。
- 他の医療機関・介護サービス事業所等から当該患者様・ご利用者様への医療・介護サービスの提供のために照会があった場合には回答いたします。
- より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報の収集あるいは提供に利用いたします。
- 検体検査業務の委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- 医療・介護保険事務のうち、一部保険業務への委託先へ、また審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会に対する回答に利用します。
- 事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合には、業者へのその結果を通知いたします。
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。

(上記以外の利用目的)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用に係る事例

- 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のために基礎資料として利用させていただきます。
- 内部で行われる学生実習への協力は事例検討の際に利用させていただくことがあります。

他の事業者への情報提供を行う事例

- 当施設・事業所の管理営業業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

学会発表や学術誌発表などの研究に関して

- 医療・介護・福祉の専門性の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご本人の同意を得ます。

個人情報の第三者提供に関して

- 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健康育成、国等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく下記対応窓口（→各事業所責任者）へお申し付け下さい。なお、本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。記録の開示にかんしては別途開示規定に従わせて頂きます。また、以上の点に同意されなくとも、なんら不利益は生じません。さらに、同意および留保はお申し出により、いつでも変更することが可能です。

対応窓口 : 各事業所責任者・相談員

平成 29 年 7 月

医療法人・社会福祉法人真誠会 理事長